

千葉県報

定例
令和2年3月6日

「管理官 第3条の表中 副首席師範」を「管理官」に、「センター長代理」を「センター長代理」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

示

主要目次

○ 千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則	一
○ 令和二年度における千葉県報の購読料の決定	一
○ 土地改良区定款の変更認可（二件）	一
○ 道路区域の変更	一
○ 道路の供用開始	二
○ 土砂災害警戒区域の指定（二件）	二
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（二件）	八
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可	一四
○ 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（二件）	一四
○ 公告	
○ 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等の変更	一四
○ 都市計画道路の関係図書の縦覧	一五
○ 都市計画地区計画の関係図書の縦覧（四件）	一五
○ 特定調達公告	
○ 落札者等の公告	一五
○ 正誤	
○ 令和元年九月三日付け県報第一三四五九号中	一六

公安委員会規則

千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

千葉県公安委員会委員長 岩 沼 静 枝

千葉県公安委員会規則第1号

千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則

千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則（昭和51年千葉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

千葉県告示第九十九号

千葉県報発行規則（昭和三十年千葉県規則第十五号）第十六条第一項の規定により、令和二年度における千葉県報の購読料を次のとおり決定した。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 月ごめの購読料 一部一箇月千八百円（送料を含む。）

二 一部ごとの購読料 一ページにつき三円。ただし、別冊は、別に定める額とする。

千葉県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、東葛北部土地改良区の定款の変更を令和二年二月二十八日付けで認可した。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県告示第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、千葉県千鴻土地改良区の定款の変更を令和二年二月二十八日付けで認可した。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、令和二年三月六日から三週間、縦覧に供する。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 道路の種類 県道

二 路線名 船橋印西線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
八千代市吉橋 字西内野一、 七五二番三地 先から字居廻 ト六六九番地 先まで	前 後	一・〇〇メートルから 一七・六五メートルまで 一三・四四メートルから 二六・一九メートルまで	一四六・〇〇メートル 一四六・〇〇メートル

千葉県告示第百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、令和二年三月七日正午から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和二年三月六日から三週間、縦覧に供する。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道横芝下総線	山武郡横芝光町横芝字西松ケ枝七三七番二地先から坂田字池ノ下二八六番一地先まで

千葉県告示第百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩ヶ崎	香取市佐原ホの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大倉一	香取市大倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大倉二	香取市大倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大倉五	香取市大倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

大倉六	香取市大倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
和泉一	香取市和泉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下飯田三	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
府馬三	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
府馬四	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神生一	香取市神生の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神生二	香取市神生の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山倉四	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山倉五	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
茶畑	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南一	香取市新里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南二	香取市新里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
入	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩部三	香取市岩部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西田部二	香取市西田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西田部三	香取市西田部の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
沢二	香取市沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
橋替一	香取市玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

神崎本宿二	神崎本宿一	野田一	一ノ分目一	丁子一	古内一	布野一	油田一	新市場二	牧野二	牧野一	大崎二	大崎一	五郷内二	五郷内一	橋替三	橋替二
香取郡神崎町神崎本宿の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町神崎本宿の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市野田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市一ノ分目の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市丁子の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市古内の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市布野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市油田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市新市場の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市五郷内の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市五郷内の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

毛成九	毛成八	毛成七	毛成六	毛成五	毛成四	毛成三	毛成二	新二	新一	古原	郡五	郡四	郡三	郡二	郡一	小松三	小松二
香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町新の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町新の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町古原の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町小松の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町小松の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

今郡七	今郡六	今郡五	今郡四	今郡三	今郡二	今郡一	谷津二	谷津一	青馬九	青馬六	平山四	平山三	平山二	羽計四	羽計三	毛成一〇	
香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町谷津及び今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町谷津の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町青馬の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町青馬の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町平山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町平山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町平山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町羽計の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町羽計の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
小南四	栗野五	栗野四	栗野三	栗野二	栗野一	大久保七	舟戸一〇	舟戸三	神田四	神田三	神田二	東和田九	東和田八	窪野谷四	窪野谷三	東今泉	石出二
香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町栗野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町栗野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町栗野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町栗野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町栗野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町舟戸の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町舟戸の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町神田及び舟戸の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町窪野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町窪野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町東今泉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町石出の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

区域の名称	指定の区域	千葉県知事 鈴木 栄治
上町一	山武市成東の区域のうち、次の図面に示す区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
椎崎一	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
椎崎二	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
椎崎三	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

千葉県告示第百五号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
令和二年三月六日

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び香取土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

小南五	香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小南六	香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小南七	香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小南八	香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小南九	香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小南一一	香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
笹川い四	香取郡東庄町笹川いの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
笹川ろ	香取郡東庄町笹川ろの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

椎崎四	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
椎崎五	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
椎崎六	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
椎崎七	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
椎崎八	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木一	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木二	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木三	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大木四	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中津田一	山武市中津田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中津田二	山武市中津田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中津田三	山武市中津田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中津田四	山武市中津田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中津田五	山武市中津田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
板川一	山武市板川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
板川四	山武市板川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷一	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
埴谷二	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

湯坂一	川崎五	川崎一	成東六	成東一	下布田三	下布田二	埴谷一五	埴谷一二	埴谷一一	埴谷一〇	埴谷九	埴谷八	埴谷七	埴谷五	埴谷四	埴谷三
に示す区域 山武市湯坂の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市川崎の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市川崎の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市成東の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市成東の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域 山武市下布田の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域 山武市下布田の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

木原四	木原三	木原二	木原一	横田五	横田三	横田二	沖渡三	沖渡二	沖渡一	実門三	実門二	実門一	姫島二	湯坂五	湯坂四	湯坂三	湯坂二
に示す区域 山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市木原の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市横田の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市沖渡の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市沖渡の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市沖渡の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市実門の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市実門の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市実門の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市姫島の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市湯坂の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市湯坂の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市湯坂の区域のうち、次の図面に示す区域	に示す区域 山武市湯坂の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

森一二	森一一	森一〇	森九	森八	森七	森六	森五	森四	森三	森二	森一	戸田六	戸田五	戸田四	戸田三	戸田二
示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市戸田の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

板中新田一	雨坪五	雨坪四	雨坪三	雨坪二	植草二	植草一	森二四	森二二	森二一	森二〇	森一九	森一八	森一七	森一六	森一五	森一四	森一三
山武市板中新田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市雨坪の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市雨坪の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市雨坪の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市雨坪の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市植草の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市植草の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域	山武市森の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

千葉県告示第百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和二年三月六日

〔「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び山武土木事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

千葉県知事 鈴木 栄治

府馬四	府馬三	下飯田三	和泉一	大倉六	大倉五	大倉二	大倉一	岩ヶ崎	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項				
香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市和泉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原ホの区域のうち、次の図面に示す区域	山武市美杉野二丁目目の区域のうち、急傾斜地の崩壊	山武市美杉野二丁目目の区域のうち、急傾斜地の崩壊	山武市松尾町山室の区域のうち、急傾斜地の崩壊	山武市美杉野二丁目目の区域のうち、急傾斜地の崩壊				
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	山武市美杉野二丁目目の区域のうち、急傾斜地の崩壊	山武市美杉野二丁目目の区域のうち、急傾斜地の崩壊	山武市松尾町山室の区域のうち、急傾斜地の崩壊	山武市美杉野二丁目目の区域のうち、急傾斜地の崩壊				
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項				
五郷内二	五郷内一	橋替三	橋替二	橋替一	沢二	西田部三	西田部二	岩部三	入	南二	南一	茶畑	山倉五	山倉四	神生二	神生一
香取市五郷内の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市五郷内の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	香取市玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市沢の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市西田部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市西田部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市岩部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市新里の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市新里の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市府馬の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市神生の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市神生の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

郡二	郡一	小松三	小松二	神崎本宿二	神崎本宿一	野田一	一ノ分目一	丁子一	古内一	布野一	油田一	新市場二	牧野二	牧野一	大崎二	大崎一
香取郡神崎町郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町小松の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町小松の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町神崎本宿の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町神崎本宿の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市野田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市一ノ分目の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市丁子の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市古内の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市布野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市油田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市新市場の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

羽計四	羽計三	毛成一〇	毛成九	毛成八	毛成七	毛成六	毛成五	毛成四	毛成三	毛成二	新二	新一	古原	郡五	郡四	郡三
香取郡東庄町羽計の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡東庄町羽計の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町新の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町新の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町古原の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

平山二	香取郡東庄町平山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平山三	香取郡東庄町平山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
平山四	香取郡東庄町平山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
青馬六	香取郡東庄町青馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
青馬九	香取郡東庄町青馬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
谷津一	香取郡東庄町谷津の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
谷津二	香取郡東庄町谷津及び今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
今郡一	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
今郡二	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
今郡三	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
今郡四	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
今郡五	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
今郡六	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
今郡七	香取郡東庄町今郡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
石出二	香取郡東庄町石出の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東今泉	香取郡東庄町東今泉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
窪野谷三	香取郡東庄町窪野谷の区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
窪野谷四	香取郡東庄町窪野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東和田八	香取郡東庄町東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東和田九	香取郡東庄町東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神田二	香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神田三	香取郡東庄町神田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神田四	香取郡東庄町神田及び舟戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
舟戸一〇	香取郡東庄町舟戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
舟戸三	香取郡東庄町舟戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大久保七	香取郡東庄町大久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
栗野一	香取郡東庄町栗野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
栗野二	香取郡東庄町栗野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
栗野三	香取郡東庄町栗野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
栗野四	香取郡東庄町栗野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
栗野五	香取郡東庄町栗野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び香取土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

小南四	香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小南五	香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小南六	香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小南七	香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小南八	香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小南九	香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小南一一	香取郡東庄町小南の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
笹川い四	香取郡東庄町笹川いの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

千葉県告示第七七号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 令和二年三月六日

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
上町一	山武市成東の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
椎崎一	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
椎崎二	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

千葉県知事 鈴木 栄治

椎崎三	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
椎崎四	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
椎崎五	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
椎崎六	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
椎崎七	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
椎崎八	山武市椎崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大木一	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大木二	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大木三	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大木四	山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中津田二	山武市中津田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中津田三	山武市中津田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中津田四	山武市中津田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中津田五	山武市中津田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
板川一	山武市板川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
板川四	山武市板川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
埴谷一	山武市埴谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

山室二一	域	山武市松尾町山室の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
------	---	--------------------------	---------	----------

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び山武土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第百八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、袖ヶ浦市袖ヶ浦駅海側土地区画整理組合の事業計画(事業施行期間及び資金計画)の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 組合の名称

袖ヶ浦市袖ヶ浦駅海側土地区画整理組合

二 事務所の所在地

袖ヶ浦市奈良輪一丁目一番地一エメラルドシティ六階

三 設立認可の年月日

平成二十三年五月二十日

四 変更の内容

事業施行期間

変更前 平成二十三年五月二十日から平成三十二年三月三十一日まで

変更後 平成二十三年五月二十日から令和三年三月三十一日まで

変更認可の年月日

令和二年三月六日

千葉県告示第百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、佐原都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称

香取市

二 都市計画事業の種類及び名称

香取都市計画下水道事業香取市第一号公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十四年八月一日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、小見川都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 施行者の名称

香取市

二 都市計画事業の種類及び名称

香取都市計画下水道事業香取市第二号公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年一月十日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

公 告

令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等の変更

令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等(令和元年八月九日付け千葉県公告)で公告した資格審査及び等級区分について、次のとおり変更する。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 変更前の第七 資格審査及び等級区分の三

知事は、一及び二の定めにより審査した結果に基づき、建設業者に関して工事の種類ごとに別に知事が定める発注金額に応じ等級の区分を行うものとする。

二 変更後の第七 資格審査及び等級区分の三

知事は、一及び二の定めにより審査した結果に基づき、建設業者に関して工事の種類ごとに原則として次の表のとおり発注金額に応じ、等級の区分を行うものとする。

1 土木一式工事

七千万円以上	発注金額	等級
		A

二千万円以上	七千万円未満	
五百万円以上	二千万円未満	B
五百万円未満		C
		D

2 建築一式工事

発	注	金額	等級
八千万円以上			A
二千万円以上	八千万円未満		B
五百万円以上	二千万円未満		C
五百万円未満			D

3 舗装工事

発	注	金額	等級
二千五百万円以上			A
千万円以上	二千五百万円未満		B
千万円未満			C

4 電気工事

発	注	金額	等級
千五百万円以上			A
五百万円以上	千五百万円未満		B
五百万円未満			C

5 管・その他工事

発	注	金額	等級
二千万円以上			A
五百万円以上	二千万円未満		B
五百万円未満			C

都市計画道路の関係図書の縦覧
 令和二年三月六日千葉市の変更に係る千葉都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和二年三月六日千葉市の変更に係る千葉都市計画地区計画蘇我副都心臨海地区地区計

画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和二年三月六日千葉市の変更に係る千葉都市計画地区計画ちばりサーパーク千葉地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和二年三月六日千葉市の変更に係る千葉都市計画地区計画千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和二年三月六日千葉市の変更に係る千葉都市計画地区計画幕張新都心住宅地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年三月六日

千葉県知事 鈴木 栄治

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

落札者等の公中

次のとおり落札者等について公告する。

令和2年3月6日

千葉県知事 鈴木 栄治

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
その1

①千葉県警察本部庁舎で使用する電力 予定電力量 6,624,700キロワット時
②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和2年1月24日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
⑤97,502,374円 ⑥一般競争入札 ⑦令和元年12月13日
その2

①千葉県警察本部分庁舎で使用する電力 予定電力量 1,555,900キロワット時
②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和2年1月24日 ④株式会社ホープ 福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号 ⑤25,878,644円 ⑥一般競争入札 ⑦令和元年12月13日
その3

①千葉運転免許センターで使用する電力 予定電力量 1,401,800キロワット時
②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和2年1月24日 ④東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
⑤24,841,296円 ⑥一般競争入札 ⑦令和元年12月13日

出

課

令和元年九月三日付け県報第一三四五九号中

(健康福祉政策課)

ページ

段

行

課

正

一

後ろから
一六

千葉県統計条例

千葉県統計調査条例

購読料 月ぎめ 一部一箇月一、四〇〇円(送料を含む。)

本号 一部 四八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二二三)二一五二

定期購読申込先

〇四三(二二三)二六五八

一部売り申込先

〇四三(二二三)二六五八